

検査（FIQ）もしくはビネー系検査のいずれかの結果である。こうした前提でこの結果をみても、手帳を取得していない群の平均は相対的には高いものの、分布を取得群と比較した場合に「療育手帳の対象外となる事例」群であるという理解が適切ではないことに気づかされる。したがって、「相対的に高い」ことが、障害の、もしくは療育手帳の受け入れを困難にしているとみることができるのかもしれない。

このような結果からは、本人並びに保護者が療育手帳の取得を選択するかどうかについて、進路指導における自己理解（障害理解）並びに進路先の選択決定（特に進路設計）の機能の重要性を指摘することができる。

なお、在学中もしくは卒業後の様々な経験を通し、就業に関する職業リハビリテーションの支援の必要性を感じながらも、本人が拒否をする事例もあれば、本人は希望しても家族が拒否をする事例もあり、障害理解の難しさをあらためて示しているといえるだろう。また、一般扱いを希望する家族が用意した自営業における就業については、卒業時点では家族にとって最適な選択であったとしても、本人の移行の準備不足に加えて移行の意志それ自体が欠如している事例では適応不全が起こっている点には注意を要する。

第3節 まとめ

……学校進路指導の課題／職業リハビリテーションとの連携の可能性……

通常教育において障害特性に相応した支援を制度化したことは、わが国の障害児教育施策にとって画期的な方向であることは間違いない。しかし、通常教育における特別な移行支援については未だ草創期にあり、その成果は今後の課題が大きいといわざるを得ないだろう。第1節では、職業リハビリテーションを利用するに至った過程（回顧）で事例が示唆する課題を検討した。また、第2節では、学校在学中から卒業後の進路選択並びに進路変更の過程（追跡）で事例が示唆する課題を検討した。ここでは、2つのアプローチによる移行経路の検討を通し、学校進路指導の機能毎にその課題をまとめるとともに、移行支援システムの課題を検討する。

1. 移行経路が示唆する学校進路指導の機能と課題

（1）生徒理解：障害のとらえ方を見直す

① 本人は障害とどう向きあうか

「通常学級を卒業した＝障害ではない＝健常である」という思いを支えに学校を卒業した場合、当然のこととして職業選択は健常の若者と同様に行うことになる。現代の雇用社会にあつては、職業選択は若者が自らを職業を介して社会に定位するという意味を持つ。したがって、学校から職場への移行とは、

単に異なる生活環境への移行というだけでなく、“成人”への移行を意味している。しかし、教育年限の長期化は少子化によってさらに加速され、若者の職業自立を先送りする傾向を強めている。学校に長く在籍し続けることが当たり前となった現代社会は、青年期をどのように終結させるか、成人としての一歩をどのように踏み出させるか、という大きな課題を抱えることになった。そして、この課題は通常教育を選択した障害のある若者の職業選択に、とりわけ大きな影響を及ぼすことになる。

第1節の事例であれ第2節の事例であれ、通常教育に在籍したことで、「障害がある」という現実に直面する機会を持ち得なかった事例が多い。しかしながら、「おとなになったら障害ではなくなる」が現実的ではないことが、うすうすわかってきても、心理的防衛反応として障害を否認したいという気持ちは強い。したがって、進路選択における挫折体験（初職入職困難）や喪失体験（離転職／一般扱いとしての正規職員という地位の喪失）があったとしても、「一般扱いで就職したい」というこだわりを捨てられず、まだ他に自分に適した仕事があるのではないかと思いをもち続けることになる。健常者としての自己像を否定せざるを得なくなるという経験の意味は、自分の存在そのものを否定されるほどに、この上もなく重い。しかし、つきつけられた厳しい現実を否認しきることができず、さりとて「治る」ことが不可能であることを否定できなくなった結果、職業生活設計の方向転換を行うことになる。最終的には、「できないことをできないと受けとめて、特性に即したサービスを選択する」ことが中心的課題となることが多い。このため、第2節の事例に共通する進路指導については、“特性に即した進路指導＝職業リハビリテーションの利用のための支援”が“高等学校在学中”に実施された点のみならず、“職業リハビリテーションへの円滑な移行”が明らかとなった点でも特筆すべきである。

こうした過程を経て、自己像を再構築し、安定した環境で活動を始めるとともに、その生活で新たな目標の達成をめざす時期を迎えることになるのだが、本人のこうした挑戦には困難が大きく、障害を受けとめるうえで支援を欠くことができない場合が多い。そのうえ、職業選択の先送り傾向に紛れてしまった場合には、障害に向きあう時期もまた先送りされることになる。

② 学校は障害をどのようにとらえることを求められるか

発達障害児は、青年期に至る過程でその状態像を変えていく場合がある。発達障害には、もともと、知的発達の遅れが顕在化する場合があること、成長の過程で二次的障害が発現する場合があること、といった問題が内包されているからである。したがって、青年期において、職業リハビリテーションのサービスを必要としない対象者群がいる一方で、知的障害や精神障害のために用意されたサービスを利用して就労準備をすることが必要となる対象者群、障害者手帳の対象ではないが職業リハビリテーション・サービスを利用して就労準備をすることが必要となる対象者群がいることになる。このため、職業リハビリテーションにおいては、学齢期に医学的診断や教育的判断によって発達障害とされた場合であっても、求職活動を行う時点で実施した職業評価を踏まえて障害特性を把握したうえでサービスの利用を勧めることを基本とする、という立場をとることになる。学校においても、高校卒業時点の進路選択を視野に入れた教育目標の設定に際しては、ボトムアップからトップダウンへ、すなわち、「通常教育に

おける努力の延長線上に、一般扱いの就職がある」から「一般扱いの就職希望を実現するには、そのための準備が必要であるが、障害特性によっては職業リハビリテーションの利用を検討することが必要になる」へと目標達成のためのアプローチを切り替える必要がある。

しかし、『子どもの時には発達障害といわれたが、おとなになったとき、知的障害もしくは精神障害に対する支援が必要となる』若者の中には、自らの特性を知的障害とは受けとめない（受けとめたくない）、または精神障害とは受けとめない（受けとめたくない）、といった事例が多い。このような状態像の変化を受けとめなければならなくなった若者の就労をめぐる中心的な問題は、学校から職業への移行類型もまた、変化に対応して提案されなければならないという点にある。このため、職業選択に際しては、職業上の課題を明らかにするために、障害特性の評価を欠くことができない。

（２）生徒理解と進路情報：希望と現実／就業可能性のとらえ方を見直す

① 就業可能性に注目する

何を適職というかについて、さまざまな見方がある。労働市場の情勢を勘案せずに、個人の特性からみるならば、「好きな仕事」「やってみたいと思う仕事」「向いている仕事」「もっている資格をいかせる仕事」「できる仕事」「自信のある仕事」に加え、「適性検査の結果が示す仕事」「興味検査の結果が示す仕事」などがあげられる。こうした「仕事」の要件が全て等号で結ばれ、さらには、潤沢な求人があれば、理想的な職業選択ができるであろうことは想像に難くない。問題は、「好きな仕事」「やってみたいと思う仕事」を「向いている仕事」ととらえることが多く、それらは、往々にして「できる仕事」ではないという場合である。また、さらには、求人条件が厳しい、もしくは求人がないという問題もある。こういう場合に、何を適職とみるのが問題となる。職業選択における自己理解を支えるうえでの中心的な課題の一つである。

多くの場合、「好きな仕事」に就くことを職業選択の最優先事項とし、「向いている仕事」を探すことを重視することになるのだが、作業遂行の問題があれば、就職困難もしくは就職しても定着困難となり離職するという結果になる。こうした経験から、職業選択における「好きな仕事」の優先順位を下げ、「できる仕事」を優先することになれば、求職活動の範囲は広がる。こうした場面では、「適職」に対する見方の転換、つまり、【できる仕事 = 長く続けられる仕事 ≠ 好きな仕事】という理解の成立が求められる。そして、「長く続けられる仕事」は実は「自信がもてる仕事」であり、これが特性にあった「向いている仕事」であり、本人にとって「好きな仕事」になりうるのだという理解に導かれるのだが、こうした理解が成立するためには、やってみて確かめるといった経験を持つこと、並びに経験に即したきめ細かい相談が必要になることが多く、支えを欠くことができない。

② 職場に適応するうえでの問題を把握する

「作業中に問題とされる行動は何か」「いつ・どのくらいの頻度や強さで起こるのか」「その行動が

どのような状況（環境や人）で起こるのか」「その行動の後でどのようなことが起きたか」などを把握することが重要となる。また、学習能力の確認も必要である。特に「障害されている学習技能を明らかにすること」「誤り方のパターンの整理・分析をすること」は、問題を改善していく可能性と深く関わるからである。

その際には、障害特性からみて、作業条件を配慮すれば作業を効果的・効率的に行うことができるのか、などもまた検討課題となる。このためには、作業時間の調整（課題時間の延長など）や作業量の調整（課題の数の限定など）、さらには作業内容の調整（理解度に合わせた内容への変更など）などが必要となる場合がある。また、指示に際しては、スモールステップに分けて順に指示することが有効な場合もあれば、指示の単純・明快化（一度に一つの指示など）や強調化（色分けして指示を示すなど）、障害特性に対応した指示方法の選択（話し言葉で指示を出す方がよいか、指示書など文字情報の方がよいか、など）、コンピュータなど興味を引く媒体の使用などが有効な場合もある。さらには、落ち着いて作業に集中できるためには、障害特性にあった環境整備が必要になる場合がある。音や人の気配などの刺激に敏感な場合には、過剰な刺激を遮断することが有効な場合もある。

このような問題の把握に際しては、心理学的な検査が有効となる場面もあるが、作業場面での観察によって明らかになる場合もある。

③ 主観的評価と客観的評価のギャップに注目する

特性にふさわしいサービスを検討する際には、客観的評価を欠くことができない。これは、作業能力を把握するという視点で検討されることが必要である。このような能力的側面については、作業速度並びに正確な作業遂行について評価することが重要である。一方、職業に対する志向性を検討する際には、職務に対する興味・関心並びに職務遂行の自信などの主観的評価のみならず、進路先やサービスの選択に関するニーズを把握することも重要である。主観的評価と客観的評価には、通常、ギャップがあるものだが、検査結果により、職業リハビリテーションの利用可能性が示唆された場合でも、実際にサービスの利用を選択するまでには心理的な葛藤を解消するための時間が必要な事例もある。

（3）生徒理解と啓発的経験：インターンシップを見直す

① 「働く」を選択するための場面と位置づける

高校生の就職問題に関する検討会議報告（文部科学省，2001）では、生徒の資質の変容、学校の進路指導のあり方、就職慣行の機能低下へと分析をすすめている。ここでは、生徒の意識の変化と学校の進路指導の機能について、基本的な資質の不足や職業観・勤労観の未熟さもさることながら、特筆されているのは生徒のフリーター志向の増加傾向である（前掲：文部科学省，2001）。さらに、フリーター志向が増加している背景には、① 生徒にモラトリアム志向が強いこと、② 一時的・臨時的雇用が増加しており、このような働き口があること、③ それを容認する保護者の養育態度があること、④ 学校での

指導が生徒の進路意識の形成に大きな影響を及ぼすに至っていないこと、をあげて、学校教育における指導援助のあり方の見直しを求めている（文部科学省，2001）。

さらに、進路指導については、「高等学校における就職の指導は、進路指導主事の経験に頼った指導、進路指導部任せの指導になっていたりする一方で、就職に関わる指導の経験が十分ではなく、今日の就職をめぐる環境の変化や事業所・職場の実状を十分知らないホームルーム担任の教師任せの指導になっていたりすることもある」として「近年の産業構造の変化等に伴う高校生の就職を取り巻く環境の変化に関する情報の提供などは、あまり行われていない状況が見られる」と結んでいる。

当面の目標としては、まず、指導の改善・充実として、① インターンシップ等の積極的な推進、② 計画的・継続的な進路指導の実施、③ 保護者との連携の促進があげられており、次いで、教育課程の改善として、① 基礎的・基本的学力の充実、② 学校における就業体験等の充実、③ 普通科における職業教育の充実などがあげられている。その他に、指導体制の改善・充実があげられている。省庁を超えた若年雇用対策として期待されているのはインターンシップの充実であるが、高等学校における普及は今後の課題である。

一方、事業主にとって、インターンシップが有効な採用戦略となり得ているかどうかについては明らかになっていない。加えて、障害のある生徒が高校の進路指導による移行を選択する場合に、インターンシップはどのように効果的であるか、どのような課題があるのか、についても検討されているわけではない。

② 「できないことをできないと受けとめる」場面と位置づける

若者が自らの障害を受け容れるための最大の課題は、「障害者ではない」特に「知的障害ではない」として形成した自己像を一旦壊し、障害を受容した自己像を確立する作業に取り組むことである。就労支援に携わる者に求められる課題は、こうした本人の障害受容と職業生活設計の再構築を支えることである。

本人が障害を受容するための最初の課題は「一般扱いでは、同僚のように仕事ができないことが自分の障害による特性である」と受けとめることである。このことは、障害観と障害者観を修正することと関連が深い。「普通をめざしていた自分」ではあったが「障害者も自分と同じ“人”だ」と受けとめて初めて、自らの障害と向きあうことができるようになる。さらには「できないことをできないと受けとめて、障害特性に即したサービスを選択する」ことにより、自立への挑戦を中心的な課題とすることができるようになる。就労支援のためには、こうした課題を順次達成していく過程を支えることが求められる。つまり、価値の転換を完了させることで、新しい役割を得て活動を始めることになるのである。そのうえで、生活に生きがいを感じようになる時期に至る過程を支えることも求められる。このような過程を、“学校を卒業してから、職場でやってみてから考える課題である”ととらえるのか、“受験先からの「不採用」や解雇・不適應などによる「失業」などはダメージが大きすぎる過酷な体験である”ととらえるのかによって、在学中の指導は大きく異なる。しかし、本人のたつての希望があったとして

も、障害特性と向き合うことを先送りした進路指導の結果として過酷な体験を余儀なくされることになったのであれば、それが適切な指導であったかどうかを問われなければならないだろう。

ただし、通常教育歴や在学中の課程で取得した資格が職務遂行を保障しなかった事例では、本人が障害を開示しない場合には当然のことながら、学校時代に“就業体験”が用意されていたにもかかわらず、「一般扱いの就職」希望を重視した指導によって、学校紹介が計画された事実には注意が必要である。雇用社会への適応力を高める方策として“インターンシップ”に対する期待は高まっているが、特性評価を踏まえた就業体験でない場合、“「一般扱い」の移行から職業リハビリテーションを利用した移行へ”という方針転換のための有効な体験になりえない点を指摘しておきたい。

したがって、「一般扱いでは就職は難しい」現実があること、「できる仕事」について理解すること、が課題となる。このために、職場実習の中で「できないことをできないと受けとめる」場面を作るなど、目標達成のための体制づくりが求められる。「与えられた課題を最後までやり通すことができるか」「全体の作業量に対するミスを許容範囲内で抑えられるか」「所定の時間内で求められた標準的作業量を達成できるか」という課題のいずれかを、もしくはいずれも、達成できないのであれば、その経験を意識化することが必要となる場合もあるといえるだろう。さらには、実際に職場で働いてみる経験を通して、「職場のルールを理解する」「指示に従う」に関心を持つ態度の重要性を体得すること、並びに「働くこと」についての現実的な理解を深める必要がある。あわせて、「働く目的が理解できているか」「働く習慣が身についているか」などが評価されることが望ましい。いずれにしても、働いて給料を得て、生計を立てることに対する理解を深めることが求められる。

(4) 生徒理解と進路相談：職業評価の結果をフィードバックする

① 進路変更を支える

特殊教育諸学校に在籍した経験があれば、生徒には職業リハビリテーションを利用した就職を進路目標においた進路指導を受ける機会がある。しかし、通常教育に在籍した若者の場合には、進学もしくは一般扱いの就職を進路目標におく進路指導を受ける機会はあるとしても、職業選択の際の選択肢として職業リハビリテーションに関する情報提供は、まずないとみなければならないのが現実であろう。しかしながら、在学中の提案の可能性を探ることが急務となっている。

ただし、“普通をめざす”生活をしてきた中で、“突然に”療育手帳をすすめられても、それを受け容れることが困難であるのは、むしろ当然のことである。学校生活において失敗経験を繰り返したとしても、それで直ちに職業生活設計の見直しをし、職業リハビリテーションを利用するようになるとは考えがたい。まずは、「やってみて考える」としながらも「手帳はいらない」と思い、「やっぱりいるかもしれない」と考え直す。この両者の間で揺らぎ、いわば“堂々巡り”からぬけだせない状況が続くのが大半であろう。

職業評価の結果を総括し、就業体験の結果を踏まえてタイミングを逃さず職業リハビリテーションを

利用するように方向転換することを支える進路相談が重要であるが、あくまでも「一般扱い」にこだわる若者が多い。こうした場合、就職が困難であるという問題を回避するために、当面、専門学校等への入学を考えることが試みられる。それが問題の先送りであっても、とりあえずの時間稼ぎができるからである。

② 障害理解／障害受容を支える

本人の自己評価について、当初は、自己評価と客観的評価のギャップが大きい。こうした自己評価を修正し、漸次、ギャップを解消していくために、「体験的な学習場面の設定」並びに「体験したことから評価」を通して自己理解と障害理解を支えるための進路相談が必要である。その際、ギャップを大きくする外的条件としては、「普通をめざす」を目標とした教育歴があり、内的条件として「障害の状況を客観的に把握するうえで、知的能力にも洞察力にも困難がある」場合があるという特性があることをあげておきたい。

③ 精神的安定を支える：臨床的な治療をめぐる

学校生活における不適応の経験ばかりでなく、数々の離転職の経験を通して適応的な行動をすることが困難となったケースもある。無力感が強く、不安傾向が高いばかりか、これを解消する健康な“はけ口”（友人、スポーツ）を持たない場合には閉塞感もまた強くなることが多い。また、否定的な評価を受ける度に事態を深刻にしていく可能性が高い。こうしたケースの特徴として、自己防衛のために、周囲の注意や指示、提案などは、概ね受け入れがたいという構えを作っていることがあげられる。ただし、精神科の診察を通して紹介された相談機関を利用していることも多く、障害に対しての受け容れが表面的にはよい場合もある。

こうした中には、精神症状が発症したことから治療が必要になるケースがある。また、診断を免罪符のように使うことで、周囲を途方に暮れさせることもある。例えば、昼過ぎには眠くなり、現実には眠ってしまうこともあるが「優しく励ましてほしい」と上司に訴えたり、上司が招聘した客人の言動が気に入らないと「もう来ないでほしい」と言ったり、苦手な課題であると「何となくイライラしてるんです」と訴える事態が続けば、事業所は採用に躊躇することになる。就労意欲があるのかどうかに疑義がもたれることもある。こうした場合、現実生活への適応を図るための相談や指導が必要となるが、指導により一見定着したかにみえても、高すぎる自尊心と不全感を持てあますことが多い。うまくいかない事態が起こると、「現職よりも自分の適職は別にある」「問題に対しては、誰かが改善してくれることを望む」などにより、退職を主張することになりやすい。「自分を理解してもらえれば、できる仕事があるに違いない」という思いで、自分の苦手なところを懸命に説明することが、ますます周囲の理解を困難にする結果となることもある。このようなケースには、長期にわたる治療的なカウンセリングが必要になる場合が多い。

④ 家族を支える

学校卒業が近づくと、障害のある子をもつ親としては「就職させたい」「就職できるだろうか」「就職にはまだ早い」などの間で揺れ動く。親にしてみれば、「会社勤めであれば、学校と違って、うまくいくのだろうか」「どんな仕事ができるのだろうか」「その仕事では給料分の働きができるのだろうか」「働くことの厳しさがわかっているのだろうか」「働いてもらう給料で自立できるのだろうか」「上司や同僚とうまくつきあっていくことができるのだろうか」「8時間労働に耐えられるのだろうか」など、不安はつきない。したがって、卒業後の選択肢に「さらなる進学」があれば、とりあえずの進路先として在籍できる学校を探すことも無理からぬことかもしれない。多くの親は、学校を出てからの長きにわたる子の生活を確信を持って設計しているわけではない。子の方も、「何に向いているかわからない」「就職にはまだ早い」などと考えている場合には、「あえて就職をめざす」という選択は遠のいていく。経済的問題さえなければ進学先には事欠かないわが国にあって、課題を先送りする風潮に紛れることができれば、「いつまでも青年期」としてそこに安住することができると錯覚しやすい点に問題があるといえる。

しかし、職業への移行を考える時期にいたり、発達とともに遅れが改善される子どもがいる一方で、逆に遅れが深刻になる子ども、困難な領域が特定されるようになる子ども、遅れがさらに別の障害を引き起こす子どもがおり、障害は固定されない。したがって、青年期に至り、就職の際に職業リハビリテーションを利用する場合には、子どもの時の診断とは別に再度の診断が必要となる。結果として、わが子の「健常としての自己像」の修正を余儀なくされることになるなどの事態は、わが子を一途に支えてきた家族にとって、思いもかけなかった結末に違いない。

こうした場合には、青年期のわが子を支えるうえで、家族は障害を受け容れること、加えて「療育手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」を必要とする事態を受け容れること、などが求められることになるのだが、大きな葛藤を避けられないことが多い。障害に対する理解・わが子の現状に対する理解・手帳の取得に対する理解・迷い・子どもへの指導助言・社会的活動等々、さまざまな局面で家族に対する支えが必要になる。本人を支えるうえで、家族を支える相談活動はきわめて重要である。

(5) 進路の選択決定：移行類型の複線化／サービスの選択肢を見直す

① 職業リハビリテーションの架け橋の役割を学校が担う

在学中に学校の指導として、職業リハビリテーションの情報提供を行うことが可能であり、進路選択の場面において、生徒の職業生活設計において、効果的に機能し得ることは、第2節で示した。しかし、第1節でとりあげた多くの事例では、学校卒業後に支援機関から離れてしまったわが子の相談先として、職業リハビリテーションの利用を勧めたのは親であった。加えて、支援機関から離れてしまった事態を迎えてもなお、なかなか選択肢として職業リハビリテーションが浮上しない実態があることから、卒業時点で情報提供されたとしても受け入れる状況にない事例もまた多いと考えるべきである。

したがって、学校の指導が進路の選択決定に実質的に寄与する条件を検討する必要がある。まずは、生徒の特性を的確に理解した指導体制があること、さらに、職業適応・職場適応の視点から生徒の特性を評価し、指導目標を持つ体制があること、何よりも、本人並びに保護者がそれを受けとめられるような系統的・継続的・組織的な指導並びに相談体制があること、そして、在学中から卒業後への移行支援計画を提案できる指導体制があること、などが職業リハビリテーションへの架け橋となる役割を担う可能性を拓くものであるといえる。

② 本人が職業リハビリテーションを選択することを支援する

第2節において、職業リハビリテーションの提案に対しては円滑な受け入ればかりではないこと、したがって、障害者職業能力開発校を選択することにより段階的に職業リハビリテーションを選択する過程がありえたこと、を示してきた。これは、障害受容と職業準備の未達成課題への対応という2面もっていた。言い換えると、在学中の3年間では、これらの指導目標が課題は十分に達成できなかったことを示している。しかしながら、未達成を進路先未決定での卒業ではなく、支援機関につなげる支援があったことが明らかとなる。一方で、どのような提案があったとしても拒否する「構え」の問題があることを指摘しておきたい。

第1節の事例の中に、中学校においても高等学校においても、「普通」の学校に行きたい希望が強かったが、本人の意に反した教育環境を選択した親並びにそれを勧めた教師に対し、感情的には反発しつつ異議申し立てができないために、攻撃の対象は同級生に向けられ、彼らに対して時に怒り、時に無視するという行動が繰り返された事例が複数あった。こうした拒否の行動の根拠には、「自分で決めたことではない」があり、障害児学級にいる自分を認めないことで、自分の障害を認めなければならないという事態を回避してきたといえる。障害を認めれば、破局や混乱を起こす不安があり、障害を意識から閉め出し、障害を持っていないように行動する構えが作り上げられたことになる。個別の課題に対応する高等学校の課程は、本人にとって「普通でない」という点ですべてが認めがたいことになった。学校の紹介した求人も、学校が紹介したことで拒否につながった。卒業後に在宅となったことから、親が高校時代の担任のすすめで職業リハビリテーションの利用を選択させたが、これも同様の理由で拒否が強かった。「苦手なことが多いが、自分は障害者ではない」「何に向いているのかを知りたい」と漠然と考えている段階では、「知的障害者には、どう接してよいかわからない」「身体の障害であればいいが、知的障害者とは一緒に働きたくない」という拒否が強かったといえる。療育手帳についても、知的障害判定についても、自分には関係のないことと受けとめており、説明を聞く気持ちにはならない状況にあった。加えて、就業体験がなく、アルバイトもボランティアも、提案者が母親であるということで、あるいは高校の教師であるということで、検討の対象とはならなかった。したがって、どのような評価場面を設定しようとも、本人の「構え」が強固であり、とりあえずその場をしのげればよしとする態度で臨む可能性が高かったのである。就職に関して強く意識されているのは、「作業ができるかどうか」ではなく、「(障害者としてではなく) 適職が見つかるかどうか」であった。

こうした事例は在籍した障害児学級が適格的でなかったと感じており、それ以降の特別な環境での経験を否定的に評価することになった。障害児学級では自分自身が能力的に一番優れた存在であったことから、「自己評価の見積もりが的確にできなかった」と同時に「障害と障害者を強く拒否する」結果となったといえる。しかしながら、自己評価が現実的ではなく、修正に困難があるという状況は、本人の知的発達障害によって生じた可能性があり、理解を求めることがもともと困難であるともいえる。こうしたことを背景として、「知的障害者と同じ職場で働く」ことへの拒否が形成されたといえよう。この事例では、学校時代の否定的体験は、多くの事例が示すような「いじめ」として理解されているわけではなく、客観的な評価が適切にフィードバックされなかったことにより、本人の特性が過大に評価されたことによっている。こうした場合、本人にとってどれほどの打撃であったとしても、一般で求職活動を行い、そこで失敗するという体験を通してでなければ、適正な評価を受けとめられないのかもしれない。この事例は、背景要因の検討が職業リハビリテーションの成否の鍵とも言うべき重要な点であることを示している。あわせて、学校時代の否定的体験によって構築された対人不信の構えが改善されないままでは、移行の準備が整わないことも示している。

このような事例では、義務教育段階の早い時期に、障害と障害児を区別し、あるいは忌避する視点が構築されており、その視点に照らせば自己の障害と対峙するわけにはいかなかったことを示している。この点は、第2節でとりあげた全ての事例においても何ら違いがないといえる。第2節の事例では、全ての進路選択において、学校が必要に応じて職業リハビリテーションの利用を提案する役割を担っていた。したがって、第2節の事例の中にも、第1節の事例と同様の構えをもつ事例が複数あり、進路先未決定での卒業や、進路先不適応にも職業リハビリテーションを選択することの拒否があった。

このような構えの問題は、既に高校入学前に構築されていることが多いこと、学校体験は構えによって否定的な意味を付与される可能性があること、したがって、できるだけ早い時期に（学齢以前に）障害と障害者に対する適切な理解が重要であること、しかし、一方で、客観的な評価に基づく相談活動や体験的学習を通して特性に即した進路選択に自信を深める事例もあること、などが指摘できる。

（6）追指導：進路先機関との連携を見直す

これまで、学校が行う追指導は生徒の進路先が教育機関である場合、あえて指導・援助の課題を共有する必要はないと考えられてきた。後期中等教育から中等後教育もしくは高等教育に進学する場合、進路先機関における教育の成果をもって卒業後の進路選択に臨むことになるからである。たとえ、高等学校卒業時に進路選択の課題を先送りした場合であっても、同様に指導・援助の課題を共有することは行われない。送り出し側と受け入れ側の双方の教育機関が強く問題意識を持ったとしても、本人並びに家族のニーズが伴わない場合には、障害特性に即した指導・援助の課題を共有するには困難が大きいといえるだろう。したがって、進学という教育システム内の移行における課題の共通理解については、適切なモデルを見出しがたい現状がある。しかしながら、義務教育から後期中等教育へ、また中等後教

育もしくは高等教育へと、若者たちの教育システム内の移行が恒常化している現在、教育システム内の指導・援助の課題の共有が急務であることもまた確かなことである。

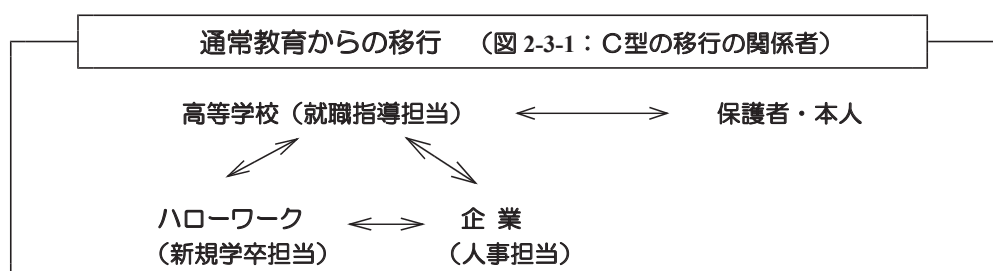
一方で、進路先が企業である場合、送り出し側の学校は適応・定着の確認を行うことになる。通常教育と特別支援教育の場合とでは、移行にかかる連携関係の構築に大きな違いがあるといった現状ではあるものの、養護学校において策定される移行支援計画にそのモデルを見出すことが可能である。

① 通常教育からの移行の関係者とその課題

特別支援教育が高等学校においても進んでいくことになると、移行に関し、連携関係が構想される場面が生じることになるわけだが、現時点では極めてあいまいである。その背景には、ハローワークの担当は新規学卒担当であって専門援助部門ではなく、企業もまた障害者雇用の枠組みでなく新規学卒として求職者を受けとめることがある。高校の就職担当者の認識においても特別支援教育における対象生徒の指導に共通理解が図られているわけではなく、何よりも、本人や保護者は一般扱いで就職することを希望するという現状がある。

C型の移行では、紹介時点で求職者は未成年でもあり、本人の意志決定に支援が必要でもあることから、保護者並びに本人が学校を介して連携に参加する形態となる。障害特性に即した個別移行支援計画の策定が必要になる場合であっても、養護学校において連携が構築されている卒業前・後の関係機関（職業評価・医療・社会福祉・自立支援など：図 2-3-2 参照）は公的に位置づけられているわけではない。あくまでも保護者と本人を中心とした私的な支援機関であって、通常、学校との間に連携は構想されないことが多い（図 2-3-1）。

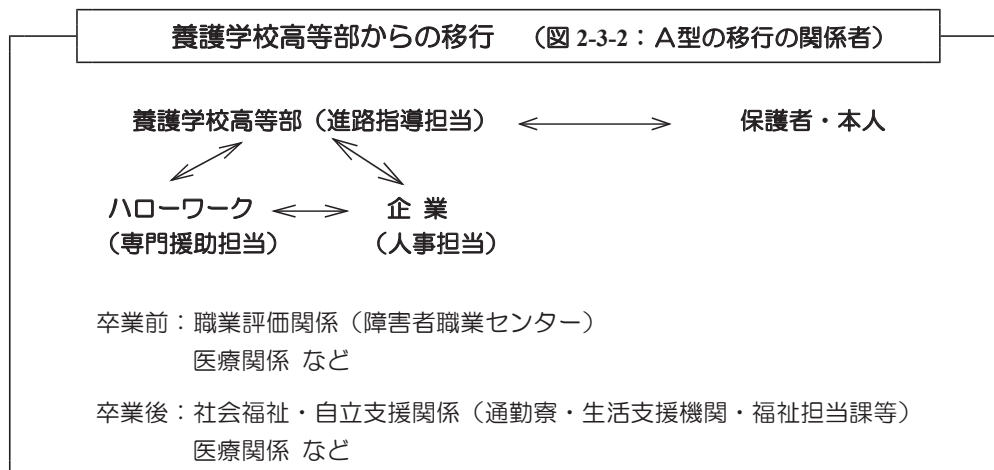
このような連携の枠組において問題となるのは、障害特性に即した指導・援助の課題を学校側も本人側も明確に共有しにくいこと、したがって、現在の高卒就職者をめぐる課題（例えば、フリーター志向や高卒無業者の増加傾向）の中に紛れると、障害特性に関する職業準備の課題が見えにくくなること、であるが、専修学校や大学などのさらなる教育機会があれば、特性に即した課題の検討を先送りをするということになっても不自然ではないという現状もある。



② 養護学校からの移行の関係者とその課題

養護学校からの移行の関係者としては、すでに、地域独自の様々な連携の形態が模索されているが、連携の中心に学校が位置づけられることが多い。紹介時点で求職者は未成年でもあり、本人の意志決定

に支援が必要でもあることから、保護者並びに本人が学校を介して連携に参加する形態となる。移行に直接関係するハローワークの担当者は専門援助担当となるほか、企業もまた障害者雇用の対象として求職者を受けとめることになる（図 2-3-2）。



学校が連携の中心にある場合、卒業前・後の関係者は、現在、養護学校高等部において策定されている個別移行支援計画の関係者として連携の輪に参加する形態となる。

問題となるのは、養護学校が地域の特別支援教育においてセンター的機能を果たすとされてはいるが、通常教育に在籍する特別支援を要する生徒のために、養護学校をモデルとした関係機関の連携を構想できるか、指導体制を組めるか、であろう。

2. 職業リハビリテーションの選択可能性を高める課題

(1) 「職リハサービスを選択していない若者」という理解を深める

第2章で検討した若者たちの移行支援に際し、彼らの特性理解に関して以下の視点が必要である。すなわち、現行の職業リハビリテーションの対象となる特徴をもつ若者が存在する一方で、通常の入職のための仕組みを利用して適応し、職業リハビリテーションのサービスを必要としない若者も多くはないが存在していた。こうしたことから、通常教育を卒業した若者に対する職業リハビリテーションのあり方をめぐり、本人の理解においても、送り出し側の学校の理解においても、受け入れ側の企業の理解においても、合意が形成されているとは言い難い状況があり、混乱の可能性さえ憂慮される。何よりも、本人と家族に適正な特性理解に基づき、職業リハビリテーションを選択するニーズを喚起する方法について議論されるべき段階であるといえる。このために、青年期における状態像の変化に相応したサービスの選択をする場合、学齢期の診断とは異なる障害特性を受け容れることになる可能性があるという障害観を必要としている。これは、「職リハサービスを選択していない若者」を支援システムから離脱さ

せない障害観でもある。

一方、職業リハビリテーション機関においては、通常教育に在籍する「職リハサービスを選択していない若者」と受けとめ、現行の職業リハビリテーション・サービスとの関連で、知的障害、精神障害を対象としたサービスの提供を優先すべき事例があること、また、雇用義務の対象とはならないものの職業準備や適応支援のためにその他のサービスの提供を必要とする事例があること、いずれにしても、本人と家族の障害理解と生活設計の再構築を支援することが重要である、という視点が必要である。サービスの利用に際しては、本人の特性理解とその開示に関する意志が、サービスのあり方を左右することになるからである。しかし、通常教育においては、職業リハビリテーション機関との連携が構想されるよりも、まずは学校が進路指導体制の中に適切な生徒理解を位置づけることが急務である。それは、教育課程において適性理解のための評価を位置づけることに他ならない。

(2) 医療化を促進する

発達障害を診断する体制が整備途上である現状にあっては、教師からみた「指導上の困難」、本人や保護者の「学校生活や学習における困難」、診断された「発達障害」は、それぞれが一致しないながら、同様に特別に用意された教育的支援の対象となる。

現実には、第2章の事例では在学中に診断を有する者が極めて少なく、就職に際して職業リハビリテーションを利用する場合に、障害者手帳の取得のために診断を受けた者が多かった。こうした現状では、職業リハビリテーションの利用可能性は、医療化の促進と極めて関連が深いといえる。そして、学校関係者が指導上の困難を適切に評価できるかどうか重要であった。

しかし、学校関係者をはじめとして様々な立場の専門家は、保護者から相談対象として選択される存在である。その中で医療化（コンラッド・シュナイダー、2003：序章参照）の方向が選択される場合もあるが、最終的に選択・決定するのは保護者である。当事者の若者が未成年の場合、自ら医療化を選択・決定することは少ないからである。

また、当事者の若者にとって、学校生活や職業生活の経験場面において困難があることが自覚されている場合もあれば、自覚されていない場合もある。障害との関連で特性が理解されている場合もあれば、障害との関連では理解されていない場合もある。子どもの時に診断をうけた場合でも、開示する意思がある場合もあれば、開示の意思がない場合もある。したがって、周囲が指導上の困難を指摘したとしても、本人に自覚がなく、障害に関する理解もない事例は、当然のことながら、医療化からは遠くなる。

現時点では、職業リハビリテーションの選択は医療化と同時に進んでいくことが多いこと、保護者の選択・決定の支援が必要であること、が明らかとなった。しかし、診断体制の整備とともに、医療化の延長線上に職業リハビリテーションの利用可能性が検討されることになる。彼らを「職リハサービスを選択していない若者」ととらえて支援するためには、何よりも診断体制の整備が重要であるからである。

ただし、診断体制が整備された場合であっても、医療化が促進されるとは限らない点にも注意が必要である。したがって、学齢期における医療化を促進する要因の検討も必要であり、「本人の困難な事態の自覚の有無」はもとより、「保護者の問題の把握の有無」、「学校関係者の問題の把握の有無」があげられる。

(3) 課題の先送りを回避する

さらなる教育機会を求め、一般雇用への準備を進めることに関する限り、ニーズは醸成されやすい。特に、新規学卒就職システムの機能低下を補強するための施策が次々と提案される昨今、一般雇用への目標を持ち続けることに無理は少ないといえるだろう。彼らが未熟練の若者に混ざって目標達成の遅れを自明のものと受けとめることになったとしても、やむを得ないといえるかもしれない。

以上のような事態があるときに問題となるのは、第一に、新規学卒システム（送り出し側においては教育システム、受け入れ側においては採用システム）の機能不全によるにもかかわらず、個人の意識向上と能力開発を奨励する意味合いが強いことである。第二に、対象となる若者が通常教育を卒業する仕組みであるために、障害者雇用システムと新規学卒システムの枠組において、いずれのシステムにとっても「周辺」となっていることである。こうしたことから、課題の先送りが起こることになるのだが、それを回避する意志決定は容易ではない。しかしながら、先送りを回避できずに移行が長期化すればするほどに、対象の若者がサービスから離脱していくことを決定的にしていく可能性が高くなる点に注意が必要である。それは、先送りを回避するシステムを構築することが急務であることを示している。

【文 献】

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター 調査研究報告書 №38 「学習障害」を主訴とする者の障害特性と就労支援に関する研究(その1) — 職業リハビリテーションの支援を利用した事例に基づく検討 — 2000.

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター 調査研究報告書 №42 知的障害者の学校から職業への移行課題に関する研究 2001.

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター 調査研究報告書 №56 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究(その2) — 青年期における状態像の詳細区分に基づく検討 — 2004.

文部科学省 高校生の就職問題に関する検討会議報告 2001.